洲に於ける日華関係を極度に緊迫悪化させ、満洲事変の重大原因となつた。 に類を見ぬ背信行為と云ふ他ない。この結果、満蒙で日本が獲得した条約上の諸権利は悉く中国側に侵犯され、満 と同時に事実上、空文と化したのである。国際条約調印と同時に、政府が法令を以てその実施を妨害するとは世界 る土地商租の妨害を命じた。このため、日華条約で確定した筈の南満洲に於ける日本人の土地商租権は、条約調印 得妨害が目的である。同時に中国は南満洲の官吏に「商租地畝須知」なる秘密の手引書を頒布して、日本人に対す

これにより、ワシントン会議の終了した一九二二年には、当初の二十一カ条の大半は消滅し、 聘に関する優先権を放棄した。更に「他日の交渉に譲る」ことになつてゐた第五号希望条項も全面的に撤回した。 題の重大性があつた。 ゐたのは僅か十カ条に過ぎなかつたのであるが、それらでさへが激烈な排日の中で事実上空文化して行つた所に問 となつたのであるが、一九二二年のワシントン会議で、我国は中国に山東省を返還し、満蒙に於ける鉄道と顧問傭 二十一カ条のうち、 最終的に中国側に要求したのは約十六カ条分であつたことは既に述べた。これらが日華条約 条約として残存して

第5節 石井・ランシング協定とは

石井特使派米の背景

欧州大戦当時、 第一次大戦中、日米間に結ばれたこの協定は、日本外交の勝利を意味するものの如く見えながら、その根底に、 米国が日本に対して抱いてゐた不信感が色濃くにじんでゐる上に、米国の不誠実な対日態度をはし

なくも露呈したものとして記憶されるべき値打ちがある。

捗し、同年十月十九日、日本はロンドン宣言に加入した。 しているとの理由などから、賛成しなかつた。然るに翌一九一五年十月、石井が外相となるや、この加入問題は進 めに、該宣言に加入することを本国政府に進言したが、 ン宣言に調印した。当時駐仏大使であつた石井菊次郎は、将来の講和会議に於て「有力なる発言権を確保する」た 欧州大戦勃発直後の一九一四年九月五日、英仏露は対独戦での単独不講和と講和条件の相互協定を約したロンド 加藤外相は、すでに日英同盟が双方合意の上での講和を約

七年)二月、英国が我が軍艦の地中海派遣を要請してきたのを機会に、我国は英国との間に協定を遂げ、これによ 講和会議に於て日本は五大強国の一員となつたのであるが、それを可能ならしめた理由の一つは、石井によればロ 国はやがて来るべき講和会議に於ける英露仏伊諸列強の支持を予め取付けることに成功したのである。後日、パリ 持することを約したことは既述した。露、仏、伊との間にも二月から三月にかけて同様の協定が結ばれ、かくて我 つて、英国は講和会議で、 の地歩を進むるの必要が特にある」といふのが石井の考へであつた。 ンドン宣言に加入してゐたことであつた。「日本の如き後進国は機会のある毎に予め自己の発言権を確保して自国 該宣言は単独不講和と講和条件予備協議の二項より成るが、日本が重視したの後者であつた。大正六年(一九 山東省に於けるドイツの諸権利及び赤道以北の独領太平洋諸島に対する日本の要求を支

印され、これによつて日露は極東に於ける特殊利益を相互に承認し、その「緊切なる利益」を侵す第三国に対し め、この協約は消滅した)。 て、一方が戦ふ場合には他方は軍事援助することを約した(ただこの日露協約締結の七カ月後にロシア革命が起つたた 日本とロシアとの関係は、大戦中に格段緊密となつた。そして大正五年(一九一六年)七月第四回日露協約が調

一九一七年四月、米国も遂に大戦に参加したので、日本は英仏の例に倣つて、連合国の一員としてこれを祝福 かつ謝意を表するために石井菊次郎を特派大使として米国に派遣することになつた。前述の如く他の列強との

157 第

5章 第一次世界大戦と日本

面の理由であらうと考へた (石井 [外交余録])。 設定した勢力範囲といふものに対するウ*ルソン大統領の根強い個人的反対意見とが、米国の特殊利益不承認の内 訳はないはずである」が、四億の民を有する支那を好市場として米資本家が着眼しはじめた事情と、各国が支那に 縄張を声明してゐる国柄である以上は、日本が一衣帯水の支那の運命に一種独特の利益を有することを諒解せざる 石井は「米国は自らモンロー主義なるものを唱へて自国より五、○○○哩を隔つる南米の南端に至るまでもその

「特殊利益」の解釈に食ひ違ひ

た。これが所謂「石井・ランシング協定」である。 シングは、元国務長官で退官後に支那政府顧問となつたフォスターの女婿である関係から自然支那贔屓であつた。 双方の見解の相違を調整したのち大正六年(一九一七年)十一月二日、日米共同宣言の公文が国務省で交換され 八月下旬華府に着いた石井は儀礼的方面の使命を終へると早速、ランシング国務長官と交渉に入つた。因にラン

立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることを声明す。 政府は日本が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本の所領に接壌する地方に於て特に然りとす」 これが宣言の前段であり、 「日本国及北米合衆国両国政府は、領土相接近する国家の間には特殊の関係を生ずることを承認す。従て合衆国 かつ主要眼目であつた。ところが後段には「日本国及合衆国両国政府は亳も支那の独かの主要眼目であつた。ところが後段には「日本国及合衆国両国政府は亳も支那の独 かつ両国政府は常に支那に於て所謂門戸開

れたのであり、これが解釈上の争ひの余地を将来に残すこととなつた。 放又は商工業に対する機会均等の主義を支持することを声明す」と、前段とは稍ニュアンスの異なる趣旨が述べら

は、石井・ランシング協定の字句に特殊な解釈を施すことによつて、日本の「特殊利益」の意味内容を制限せんと らかに日本外交の勝利であつた。しかしながら、元来、支那に於ける日本の特殊利益を承認する意思のなき米国 この宣言の目的が、支那に於ける日本の特殊利益を米国に承認させることにあつた点を考へれば、この協定は明

定」の云ふ「支那に於ける日本の特殊利益」は政治的性質のものでなく、経済的にして非政治的なものである旨を 故、日本政府に対して支那に於ける特殊利益を承認するが如き譲歩をしたのかと詰問され、「ランシング・石井協 益」が政治的なものでなく、経済的・商工業的なものであるならば、門戸開放機会均等を謳つた後段と完全に矛盾 弁明した。しかしこの説明は、協定調印当初から意図されてゐた僞瞞でないとすれば、自らの外交的敗北を糊塗せ として意味をなさないからである。 するからである。通商上の門戸開放機会均等主義の下に、日本が支那に於て経済的特殊利益を有すとは、 んがための強弁でしかなかつた。なぜならば、のちに石井が反論したやうに、もし協定前段に云ふ「日本の特殊利 即ち一九一九年八月十一日、ランシング長官は米上院外交委員会で、ボラー氏他共和党委員から、民主党は何

米国のその場しのぎの懐柔策

では何故、 米国はかくも重大な解釈上の問題を残すやうな協定を日本との間に結んだのか。 グリスウォ ルド は云

第5章 第一次世界大戦と日本

この協定の廃棄について、協定締結の当事者たりし石井菊次郎は述懐して曰く が締結された結果、石井・ランシング協定は存続の理由を失つたとされ、一九二三年四月廃棄されたのであつた。 大戦終結後、米国は該協定を破棄することに努力し、成功したのである。即ち、後述の如く、華府会議で九国条約 本の行動を掣肘するための一時的な懐柔策であり、その場しのぎの便宜的政策に外ならなかつた。それ故にこそ、 まさしく、これが石井・ランシング協定の本質であつた。米国が欧州戦争に忙殺されてゐる間、極東に於ける日

する。日本が支那に有する特殊利益は国際協定によつて創設されたものでもなければ廃止の目的物となり得べき なほ厳存するを奈何せんである。ランシング・石井協定が廃止せられても日本の特殊利益は厳として其所に存在なに厳存するを奈何せんである。ランシング・石井協定が廃止せられても日本の特殊利益は厳として其所に存在 今の米国人の気に入らぬからとてその陽画を打ち壊はしても陰画は残つてゐる。陰画まで打ち壊はしても実物は り与へられたものではない。ランシング氏と我輩は云はば写真師の役を勤めたに過ぎない。出来上がつた写真が 「日本の支那に有する特殊利益は天然の地勢より来る実在の状態を描出したるまでであつて、この利益は米国よ

これが当時の日本の偽らぬ「特殊利益」観だつたと云へよう。

第三節 シベリア出兵への視点

「無益な出兵」だつたか

てゐるからだ。これ以後、支那をめぐる日米抗争も、 雑さを増してゆく。 の後地上に生起した戦争や政治的闘争と悲劇の大部分が、ロシア革命で現実の政治力を得た共産主義と深く関はつ 第一次大戦中の一九一七年、 ロシア革命が起きたことは今世紀の最重要事件として大書に価する。何故なら、そ 新たに共産主義といふ要素が加はることによつて、

消耗し、 る評価も低い。「無益な出兵」と書くのが歴史書のお決りらしく、 このロシア革命に続く内乱時代に、日本が列国と共同して行なつたシベリア出兵は、徒らに国費を使ひ、兵力を ロシア国民の反感を買ひ、 しかも得る所なかつた軍事行動であつたとして、頗る評判が悪く、歴史家によ 例へばある高校用日本史教科書の記述は次の

第5章 第一次世界大戦と日本

十億円の戦費を費しただけに終つた」(東京書籍『改訂日本史』平成元年二月発行)。 強して一九二二年まで出兵を続けた。しかし革命軍と住民の抵抗を受け、三千名の死者と二万人の負傷者を出し、 を開始した。日本以外の諸国は一九二〇年に撤兵したが、シベリア東部に勢力をのばそうとした日本は、兵力を増 「ロシア革命の影響を恐れる日米英仏はチェコスロバキア軍の救出を名目に一九一八年(大正七年)、シベリア出兵

他の教科書の記述も大同小異だが、 このやうに冷淡に片付けたのでは、 シベリア出兵の問題点や歴史的意味は到